

賞 罰 規 程

制定 平成 24 年 12 月 9 日
施行 平成 24 年 12 月 9 日
制定 令和 3 年 11 月 27 日
施行 令和 4 年 4 月 1 日

第 1 条〈表彰規定〉

第 1 項〈生徒表彰〉

日本高等学校・中学校ゴルフ連盟が主催・後援する競技大会において、本人又は学校が顕著な成績を挙げた業績に対し、当該校顧問による表彰の依頼を受けた場合は、理事会はこれを審議し、妥当と認めた場合は、卒業年度に限り、これを表彰することが出来る。生徒表彰の細則は別に定める。

第 2 項〈役員表彰〉

永年、当連盟に貢献した者に対し、理事会で審議し表彰することが出来る。

第 3 項〈学校表彰〉

全国高等学校・中学校ゴルフ選手権大会団体の部において、30年、20年、10年連続出場した学校に対し、これを表彰することが出来る。

第 4 項〈一般表彰〉

当連盟の活動を理解し、貢献した者に対し、理事会で審議し表彰することが出来る。

第 2 条〈懲罰規定〉

第 1 項〈本則〉

日本高等学校・中学校ゴルフ連盟は、顧問、監督、コーチ又は部員が、連盟の定款・規程・規則その他の指示に違反し、又は違反する恐れのある行為があると認めるときは、理事会の審議を経て、その顧問、監督、コーチ又は部員に対し、警告、訓告、謹慎、出場停止、除名の処置をし、又はその者所属するゴルフ部に対して、警告、訓告、謹慎又は出場停止、除名の処置をとることが出来る。

第 2 項

日本高等学校・中学校ゴルフ連盟に所属する加盟者が、クラブ活動中に生徒としての本分に違反する行為があった場合は、第 2 条第 1 項の規程を適用する。

第 3 項

日本高等学校・中学校ゴルフ連盟に所属する加盟者が、日常生活中に生徒としての本分に違反する行為があった場合は、その当該校の校則にその判断を委ねる。

但し、その違反する行為が社会的にも明らかになった時、第 2 条第 1 項に準じ規程を適用する。

第 4 項〈大会罰則〉

大会中〈指定練習も含む〉に、選手が故意の不正行為や飲酒、喫煙等法律に反する行為をした場合は、その大会への出場を停止し、その期日より最大 1 年間の大会への出場を停止する。

又、団体戦競技中に上記行為が発生した場合は、そのチームの記録を取り消し、そのチームを出場停止とする。これらの行為がチーム（学校）全体で行われたとコンプライアンス

ス委員会が裁定した場合は、当連盟主催の大会への出場をその期日より最大1年間停止する。

尚、団体戦と個人戦を兼ねる競技中に前段の行為が発生し、チーム全体で行われてはいないと裁定した場合は、当該生徒以外の上場はそのまま継続できる。

第5項〈出場停止の軽減措置〉

出場停止中、指導経過の報告内容により、第2条第4項に示された期間中であっても、出場停止を解除することができる。

第6項〈報告義務〉

第2条第2項にあたる行為が発生したときは、当該連盟は直ちにその事実を調査し、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟に速やかに調査結果を報告しなければならない。また、第2条第3項に当たる行為が発生したときは、当該校は直ちにその事実を調査し、当該連盟に速やかに調査結果を報告しなければならない。その後、当該連盟は、その事実を日本高等学校・中学校ゴルフ連盟に報告しなければならない。

第7項〈報告義務違反〉

第2条第6項に違反する行為があったときは、第2条第1項の規程を準用する。

第8項〈付則〉

第1項から第4項にあたる行為があっても、他団体主催の大会への出場等についてはこれを問わない。後援競技への出場については、主催者と協議する。

第3条〈コンプライアンス委員会〉

第1項

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス委員を持ってこれを組織し、第1条、第2条に定める事項を審議し、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟理事会に対し、その意見を建議若しくは答申する。

第2項

コンプライアンス委員会は、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟の事務局担当理事、競技担当理事及び理事会で決定されたコンプライアンス委員若干名で構成される。

第3項

コンプライアンス委員会は、構成員の2分の1以上が出席をすることにより、開会ができる。

第4項

第1条、第2条に関する議決は、コンプライアンス委員会及び理事会で、出席者の3分の2以上の同意を持って決する。

第4条 本規程は理事会にて改定する。